



平成 21 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 大 庄
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 辰
(コード番号 9979 東証第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 水 野 正 嗣
(TEL 03-5764-2229)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 11 月 25 日開催予定の第 38 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます)の施行に伴い、上場会社の株券電子化が平成 21 年 1 月 5 日付で実施されたことから、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除等の所要の変更および条数の繰上げを行い、また、株券喪失登録簿については、会社法第 221 条に基づき、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までは作成しなければならないことから、附則として所要の規定を新設するものであります。

なお、現行定款第 7 条につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 経営体制の一層の強化と充実を図るため、現行定款第 28 条(代表取締役および役付取締役)に取締役副社長を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 11 月 25 日
定款変更の効力発生日(予定)	平成 21 年 11 月 25 日

以上

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株主に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 ↳ (条文省略)</p> <p>第9条</p> <p>(单元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>单元株式数に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第11条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第14条 ↳ (条文省略)</p> <p>第27条</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第8条</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第12条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第25条</p>

<p>(代表取締役および役付取締役) <u>第28条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名ならびに取締役社長1名、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を定めることができる。</p> <p><u>第29条</u> } (条文省略) <u>第48条</u> (新設) (新 設) (新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) <u>第26条</u> (現行どおり) 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名ならびに取締役社長1名、<u>取締役副社長</u>、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を定めることができる。</p> <p><u>第27条</u> } (現行どおり) <u>第46条</u></p> <p>附則 <u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>
---	--